

紹介パートナー契約書（ひな形）

東和AI株式会社 / 検討用ドラフト / 2026年9月版

本書は紹介パートナー契約の検討用ひな形です。正式締結前に、双方の業務内容・個別事情に応じて内容を確認してください。必要に応じて弁護士等の専門家による確認を推奨します。

紹介パートナー契約書（ひな形）

東和AI株式会社（以下「甲」という。）と、紹介パートナー（以下「乙」という。）は、甲が提供するAI・DX・Webその他のサービスに関する顧客紹介等について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が甲に対して見込み顧客を紹介し、甲が当該顧客へ提案、見積、契約、開発・提供等を行う場合の基本条件、役割、紹介手数料その他必要事項を定めることを目的とする。

第2条（非代理・独立当事者）

乙は甲の代理人、従業員、支店その他これらに準ずる地位を有しない。乙は、甲の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、甲を代理して契約締結、価格確約、保証、債務負担その他法的拘束力を生じさせる行為をしてはならない。

第3条（紹介案件の事前登録）

乙は、原則として対象企業への正式な紹介又は商談設定前に、甲所定のPartner Portalを通じて企業名、Webサイト、法人番号（判明している場合）、担当者情報、提案予定サービスその他必要事項を登録する。甲は既存顧客、進行中商談、他パートナー登録その他の重複を確認し、紹介可否を通知する。

第4条（重複・対象外案件）

甲の既存顧客、既に具体的な商談が進行中の企業、他のパートナーが先に有効な事前登録を行った案件、虚偽又は不正な登録その他甲が合理的に対象外と判断する案件は、原則として紹介手数料の対象外とする。

第5条（案件保護）

甲が「紹介OK」とした日から原則180日間を案件保護期間とする。期間内に実質的な商談が継続している場合、甲乙協議のうえ保護期間を延長できる。

第6条（役割分担）

乙は主として見込み顧客の発掘、初期接点、簡易なニーズ確認、商談機会の創出を行う。甲は主として詳細ヒアリング、技術説明、デモ、提案、要件整理、見積、契約、設計・開発、導入、保守を行う。ただし共同営業・共同開発等は個別に定める。

第7条（紹介手数料）

別紙に定める条件を満たした場合、甲は乙に紹介手数料を支払う。基本条件は、甲と紹介先との有料契約が成立し、かつ甲への入金が確認された場合、税別初回契約金額の15%とする。大型案件、継続契約、共同営業、再販、技術協業等は個別条件を優先する。

第8条（支払時期・税務）

紹介手数料の支払時期、請求書発行の要否、振込手数料、消費税その他税務上の取扱いとは別紙又は個別合意による。乙は自己に課される税務・会計処理について責任を負う。

第9条（表示・営業活動）

乙は、甲のサービス内容、料金、実績その他について、甲が提供した最新資料の範囲で正確に説明する。誇大表示、虚偽説明、未承認の価格提示、導入効果の断定その他顧客を誤認させる説明をしてはならない。

第10条（秘密保持）

甲乙は、本契約又は紹介案件に関連して知り得た相手方及び顧客の非公開情報を、相手方の事前承諾なく第三者に開示又は本契約の目的外に利用しない。ただし法令に基づく開示等、合理的な例外を除く。

第11条（個人情報）

甲乙は、担当者氏名、メールアドレスその他の個人情報を、適用法令及び各自のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱う。乙は、紹介に必要な情報を甲へ共有する適法な権限を有することを確認する。

第12条（知的財産権）

甲の商号、ロゴ、サービス資料、ソフトウェア、提案書、ノウハウ等に関する知的財産権は、甲又は正当な権利者に帰属する。乙は甲の事前承諾なく複製、改変、再配布、転用してはならない。

第13条（禁止事項）

乙は、法令・公序良俗に反する行為、第三者の権利侵害、贈収賄・不正競争、スパムその他不適切な営業、顧客情報の不正取得、甲又は顧客の信用を毀損する行為を行ってはならない。

第14条（契約期間・解除）

本契約の期間は締結日から1年間とし、期間満了の30日前までにいずれからも書面又は電磁的方法による終了通知がない場合、同一条件で1年間更新するものとする。重大な契約違反、信用不安、法令違反等がある場合、相手方は相当期間を定めた催告又は合理的に必要な場合は直ちに解除できる。

第15条（契約終了後の紹介案件）

契約終了時点で既に甲が紹介OKとし、有効な案件保護期間内にある案件の手数料取扱いは、当該案件の経緯及び終了理由を踏まえ、別紙条件又は甲乙協議により決定する。

第16条（損害賠償・免責）

甲乙は、自己の故意又は過失により相手方に損害を与えた場合、直接かつ通常の損害の範囲で責任を負う。ただし法令上制限が認められない場合を除く。甲は、紹介先との契約成立を保証しない。

第17条（反社会的勢力の排除）

甲乙は、自ら及び実質的支配者が反社会的勢力に該当せず、またこれらと不適切な関係を有しないことを表明し保証する。違反が判明した場合、相手方は催告なく本契約を解除できる。

第18条（協議・準拠法・管轄）

本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義は、甲乙誠実に協議して解決する。本契約は日本法に準拠し、訴訟の必要が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、正式契約時に甲乙協議のうえ定める。

署名欄（正式契約時）

甲	東和AI株式会社 所在地：_____ 代表者：_____
乙	会社名：_____ 所在地：_____ 代表者：_____
契約日	20____年____月____日

本ひな形は検討用です。実際の取引条件、管轄、責任制限、個人情報・再委託等は個別事情に応じて調整してください。